

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
健 康 課

目 次

1. 健康課

(1) 健康日本 21 (第三次) の開始に当たって	1 - 1
(2) たばこ対策について	1 - 1
(3) その他生活習慣病の予防対策等について	1 - 1
(4) 自治体検診 DX について	1 - 3

2. 栄養指導室

(1) 健康的で持続可能な食環境づくりの推進について	2 - 1
(2) 科学的根拠に基づく基準等の整備について	2 - 2
(3) 管理栄養士等の養成・育成について	2 - 2
(4) 地域における栄養指導の充実について	2 - 3
(5) 厚生労働大臣表彰 (栄養関係功労者及び調理師関係功労者) について	2 - 3

3. 地域保健室・保健指導室

(1) 健康危機管理対応 (DHEAT、保健師等広域応援派遣調整等) について .	3 - 1
(2) 感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化について	3 - 2
(3) 感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所等の強化について . . .	3 - 3
(4) 公衆衛生医師の確保・育成について	3 - 4
(5) 保健文化賞について	3 - 4
(6) 厚生労働大臣表彰 (食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者) について	3 - 4
(7) 地域における保健師の保健活動について	3 - 5
(8) 保健師の人材育成・人材確保について	3 - 5

(9) 保健師活動領域調査について	3 - 6
(10) 地域保健・職域保健の連携の推進について	3 - 7

1. 健康課

（１）健康日本 21（第三次）の開始に当たって【資料 1－2～1－6】

健康づくりに関しては、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指し、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」が令和 6 年 4 月から開始している。この中で、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、個人の行動と健康状態の改善や、社会環境の質の向上に係る取組等を推進していく。詳細については、厚生労働省の「健康日本 21（第三次）」のウェブページや、健康日本 21（第三次）推進専門委員会のページに資料を掲載しているのでご確認いただくとともに、地域の実情を踏まえ、地域の関係者や民間部門等様々な関係者と連携しながら健康づくりの取組を実施していただきたい。

（２）たばこ対策について【資料 1－7～1－11】

受動喫煙対策については、改正健康増進法について、国民や事業者等の皆様に、分かりやすく制度を周知していくことが重要であると考えている。厚生労働省としては、引き続き、インターネット・政府広報の活用、啓発用資料の配布等を行い、望まない受動喫煙のない社会の実現を目指していく。

自治体におかれては、政省令、Q&A、「改正健康増進法の施行業務に係るガイドライン（例）」を踏まえ、円滑な運用に取り組んでいただきたい。改正法附則においては、施行後 5 年を経過した場合の検討規定があり、令和 7 年 4 月で改正健康増進法が施行されて 5 年が経過する。本件については、今後、随時情報提供していく予定である。

また、令和 7 年度禁煙週間（令和 7 年 5 月 31 日から令和 7 年 6 月 6 日）に併せて、各自治体に、受動喫煙対策の取組強化の一環として調査等にご協力をいただくことを検討している。詳細については、改めて連絡予定である。

（３）その他生活習慣病の予防対策等について

1) スマート・ライフ・プロジェクトについて【資料 1－12、1－13】

健康日本 21（第三次）の一環として、企業・団体・自治体と連携した「スマート・ライフ・プロジェクト（以下「SLP」という。）」を展開している。SLP が掲げる 4 つのテーマ（適度な運動・適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診）に、令和 7 年度から中間評価（令和 11 年）まで「女性の健康」及び「睡眠」を新たに加え、更なる健康寿命の延伸を目指し、具体的なアクションの呼びかけを行っていく。まだ参画されていない自治体は、是非参画について御検討いただきたい。

また、生活習慣病予防の啓発や健康増進のための優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰する「健康寿命をのばそう！アワード」では、本年度より都道府県推薦枠を設けているので、是非御協力いただきたい。なお、表彰された取組事例については、SLP の HP にて掲載しているので、各自治体における健康づくり施策等実施の際に参考にしていただきたい。

更に、SLP を含めた当課の普及啓発に関する 3 サイト（SLP、e－ヘルスネット、

e-健康づくりネット）を統合し、健康づくりの総合的なポータルサイトとして「健康づくりサポートネット」を整備中である。令和7年4月から運用予定であり、情報の収集や普及啓発等に積極적으로ご活用いただきたい。なお、統合に伴い現行の3サイトのURLが使用できなくなることから、ご留意いただきたい。統合後のURL等は、改めてご連絡する予定である。

2) アルコール対策について

厚生労働省では、健康日本21（第三次）において、

① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合）の減少

② 20歳未満の者の飲酒をなくす

を目標として掲げ、取組を推進している。第二次の最終評価において未成年の飲酒については、減少傾向が認められているが、生活習慣のリスクを高める量を飲酒している者については、男性では横ばいで、女性では有意に増加している。がん、高血圧、脳出血、脂質異常症等のリスクは1日平均飲酒量とともにほぼ直線的に増加するため、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を減少させることが重要であるため、引き続き取組を進めていく。

また、「標準的な健診・保健指導プログラム」では、保健指導の現場で活用いただくためのツールとして、減酒支援等を実施する際の具体的な方法等をお示ししている。生活習慣病の改善支援の一環として、食生活・身体活動・禁煙の支援とともに減酒支援を推進していくことが重要である。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき、平成28年5月に策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」については、令和3年3月に第2期計画が策定され、上記の2つの目標は、アルコール健康障害の発生予防に向けた重点目標に設定された。令和6年2月には「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表しており、障害保健福祉関係主管課とも連携しつつ、関連施策の推進をお願いしたい。

3) 健康増進施設認定制度について【資料1-14、1-15】

厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定し、その普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設及び温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設の大臣認定を行っている。健康スポーツ医や運動療法士が指導を行うことによって、安全かつ効果的な有酸素運動の提供の場としての同施設の普及と利用促進を通じて、運動人口の増加に継続的に取り組んでいる。

健康増進施設の更なる利用を促進するため、令和4年4月に指定要件や設備要件等の見直しを行った。

各自治体において、今後健康づくり施策の一つとして健康増進施設・指定運動療法施設も参考にいただきつつ、住民に対して制度の周知を図っていただくようお願いしたい。

4) 女性の健康づくりについて【資料1-16～1-20】

厚生労働省では、心身の状態がライフステージごとに大きく変化するという、

女性特有の健康課題に着目して研究を進め、生涯を通じた女性の健康確保を支援している。女性の健康に関する情報発信を目的として、女性の健康に関する情報提供サイト（「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ <https://w-health.jp/>」）を開設し、女性が自分自身の健康状態を認識できるよう支援するとともに、社会においても理解が進むよう情報提供を行っている。

令和6年10月1日には、国立成育医療研究センター内に女性の健康総合センターが開設され、女性の健康や疾患に特化した研究等に加え、女性特有の病態・疾患に関する診療を行う体制の構築を進めている。

また、毎年3月1日から3月8日を「女性の健康週間」とし、国、自治体、関連団体等の社会全体が一体となって、各種の啓発活動、行事等を展開することとしており、今年度も運動推進への協力をお願いしたい。

加えて、健康増進事業の中で、骨粗鬆症検診や女性の健康課題に対する相談指導等も実施している。これらの取組は、女性の健康課題に対して、当事者及び支援者の認知向上につながる大変重要な取組であるため、自治体においても引き続き、当事業を推進していただくよう、お願いしたい。

なお、令和6年度補正予算において、女性の健康支援に関する関係者が連携し、必要に応じて適切な受診勧奨が可能な女性の健康支援に関する相談支援体制を構築するための事業に係る経費を計上しており、今後、自治体においても、連携や協力をお願いしたい。

（４）自治体検診DXについて【資料１－21～１－26】

自治体検診のデジタル化については、医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、取組を進めている。

令和6年11月に開催された厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会では、PMH（Public Medical Hub）を活用した自治体検診事務のデジタル化と、自治体検診情報データベースの構築に向けた方向性について、議論を行ったところ。こうした関係部会での検討等に基づき、自治体検診DXの実現に向けた内容（健康増進法の一部改正）を盛り込んだ法案を令和7年通常国会に提出している（医療法等の一部を改正する法律案）。

また、令和6年度補正予算においては、自治体検診DX推進モデル事業に係る予算を計上しており、今後、先行実証を行う予定であるため、自治体の積極的な参画をお願いしたい。

なお、集合契約システムについても、PMHと併せて構築することを予定している。具体的なイメージは資料１－26のとおりであるが、具体的な内容については今後検討することとしている。

2. 栄養指導室

人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、誰一人取り残さず、より実効性のある取組を進めていくことが必要である。このため、健康日本 21（第三次）では、健康への関心が薄い人も含めて誰もが無理なく健康づくりに関われるよう、環境面を整えることが重要である旨を明示している。こうした方針を踏まえ、栄養施策としては、食環境づくりを始め、多様な主体を巻き込んだ取組を推進している。

栄養は、人が生涯を通じてよく生きるための基盤であり、活力のある持続可能な社会を実現する上での必須要素である。日本は、経済発展に先立ち、日本の栄養政策の重要な要素である「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を実施してきた。

さらに、乳幼児期から高齢者までのライフコース、傷病者や被災者も対象とした対策を通じて、「誰一人取り残さない栄養政策」を推進している。

今後は、これまでの栄養政策における経験を活かしつつ、新たな栄養政策の創造のために、着実に施策を推進し、成果を得ていくことが必要である。

こうした方針の下で、令和 7 年度は、健康的で持続可能な食環境づくりの推進、科学的根拠に基づく基準等の整備・普及、管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実を柱として、各種事業を推進していく。【資料：2－1～2－2】

（1）健康的で持続可能な食環境づくりの推進について【資料：2－3～2－9】

健康的で持続可能な食環境づくりの推進については、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」が令和 3 年 6 月に公表した報告書を踏まえ、産学官等連携の下、健康的で持続可能な食環境づくりを推進するための組織体を立ち上げることとした。

この食環境づくりの推進については、令和 3 年 12 月に開催された東京栄養サミット 2021 において、岸田総理の開会挨拶で言及があったほか、成果文書に示された日本政府コミットメント（誓約）としても表明された。

こうした流れを踏まえ、厚生労働省は、令和 4 年 3 月に「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げ、引き続き令和 7 年度予算案にも本イニシアチブの運営に係る予算を計上している。本イニシアチブでは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開し、日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指している。各都道府県等においては、産官等で連携した食環境づくりを進めていただくとともに、健康日本 21（第三次）の目標としても示しているとおおり、国との緊密な連携をお願いする。こうした中、健康日本 21（第三次）の目標達成に向けて、令和 6 年 6 月に食環境アライアンスを立ち上げた。この食環境アライアンスでは、国と都道府県等自治体との連携関係を構築し、健康的で持続可能な食環境づくりの効果的に展開していくこととしている。各都道府県等においては、食環境アライアンスへの参画を通じ

て、食環境づくりの推進を図っていただきたい。また、都道府県等における食環境づくりの推進に向けた取組は、健康的な生活習慣づくり重点化事業における糖尿病予防戦略事業の対象としているため、必要に応じて御活用いただきたい。

（２）科学的根拠に基づく基準等の整備について【資料：２－１０～２－１３】

国民健康・栄養調査は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために毎年実施している。各自治体におかれては、調査実施に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和７年国民健康・栄養調査は、通常調査を予定している。都道府県の健康づくり対策の観点からも重要なデータとなるため、引き続き、御協力をお願いする。

また、国民健康・栄養調査結果については、従来から厚生労働省及び国立健康・栄養研究所のウェブサイトで情報提供を行ってきたところであるが、調査結果の詳細な分析・評価とともに、自治体の状況を分かりやすく掲載するなど、掲載情報の更なる充実化を図る予定である。一層の御活用をお願いする。

高齢者のフレイル予防については、健康・生活衛生局で啓発用パンフレットや動画を作成し、老健局と連携して普及・啓発を実施している。引き続き、フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業の実施について、御協力をお願いする。

このほか、「日本人の食事摂取基準」については、国民の健康の保持・増進と生活習慣病の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示したものであり、令和７年度から使用する基準については、令和６年１１月に告示を行ったところである。この新たな基準も活用しながら、地域における健康増進等の取組を一層推進いただくようお願いする。

（３）管理栄養士等の養成・育成について【資料：２－１４～２－１７】

令和６年度の管理栄養士国家試験については、令和７年３月２日（日）に実施し、３月２８日（金）に合格発表を行う予定である。各都道府県におかれては、管内管理栄養士養成施設との調整の下、栄養士名簿登録に必要な手続を遅延なく行っていただくよう、御協力をお願いする。

なお、管理栄養士国家試験の受験資格については、栄養士であることが求められていたが、第１４次地方分権一括法による栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者は栄養士として必要な知識及び技能を修得していることを確認することができることから、栄養士でなくても受験を可能とすることとした（令和７年４月１日施行）。当該制度改正を踏まえた管理栄養士国家試験は、令和７年度に実施する第４０回国家試験から行われることとなる。

管理栄養士・栄養士資格については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、マイナンバーを利用した手続のデジタル化に向けた検討を進めている。令和７年度内には、各資格の管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの運用により、管理栄養士免許申請のデジタル化を開始する予定である。各都道府県におかれては、栄養士資格等の申請手続に係る調査等に御協力いただき、感謝申し上げます。管理栄養士、栄養士、調理師及び専門調理師資格

における当該システムの活用に向けて、令和6年度の補正予算を用いて、都道府県に対する調査等を行う予定であり、引き続き、御協力をお願いする。

また、専門人材育成に関する予算として、特定の疾患別に特化した知識・技術を深めた管理栄養士を育成するため、公益社団法人日本栄養士会への委託事業である「管理栄養士専門分野別人材育成事業」を引き続き実施する予定である。

さらに、公益社団法人調理技術技能センターへの補助事業として、嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理するために必要な知識や技術を修得するための研修に係る支援を引き続き実施する予定である。

各都道府県におかれても、管理栄養士、栄養士、調理師及び専門調理師の質の向上について、引き続き御協力をお願いする。

（４）地域における栄養指導の充実について【資料：２－１８～２－１９】

健康的な生活習慣づくり重点化事業としての糖尿病予防戦略事業については、民間産業、民間団体、管理栄養士・栄養士養成施設等と連携した健康的で持続可能な食環境整備や、地域高齢者等の健康支援を推進する食環境整備等に取り組む都道府県、保健所設置市、特別区を補助対象とし、令和7年度予算案においても事業費を計上している。地域においても健康への関心が薄い層を含めた疾病の発症予防の取組の推進が図られるよう、本事業を御活用いただきたい。なお、申請が多数あった場合には、事業内容を精査し予算額内で補助する予定である。

令和6年度の食生活改善普及運動では、令和5年度に引き続き、「食事をおいしく、バランスよく」を基本テーマとし、食生活改善に向けた取組について、普及・啓発を行った。令和7年度の具体的な取組については改めて御案内するが、これまで同様、9月に実施することを予定している。

（５）厚生労働大臣表彰（栄養関係功労者及び調理師関係功労者）について

多年にわたり栄養改善に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる方や、優良な特定給食施設について、栄養関係功労者厚生労働大臣表彰を行っており、また、多年にわたり調理師の資質向上や調理技術の発展に尽力し、その功績が特に顕著な方について、調理師関係功労者厚生労働大臣表彰を行っており、毎年春頃、各都道府県からの候補者の推薦をお願いしている。

いずれの厚生労働大臣表彰も、受賞者と受賞団体等を始めとし、これらに携わる方々が、その後も引き続き活動을続けていく際の励みになるものと考えており、推薦するにふさわしい方（団体）がいる場合は御推薦をお願いする。

令和7年度の厚生労働大臣表彰について、昨年度と同様に実施する予定であるが、実施時期等の詳細については、別途お知らせする。

3. 地域保健室・保健指導室

(1) 健康危機管理対応（DHEAT、保健師等広域応援派遣調整等）について

(災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について）【資料3-1～3-5】

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付け6部局長連名通知）等に基づき、被災都道府県の保健医療福祉調整本部、保健所の指揮調整機能等への支援のために応援派遣される「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の運用について、各自治体に御協力をいただいている。

令和6年能登半島地震においても全国から多数の応援派遣をいただいております、御協力について感謝申し上げます。能登半島地震の経験を踏まえ、厚生労働省においては、令和6年10月にDHEAT先遣隊派遣事業の実施要領（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT先遣隊派遣事業の実施）」について）（令和6年10月24日付け健生健発1024第2号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）別紙）を定めた。これは、災害発生後概ね48時間以内にDHEAT先遣隊の派遣調整を行い、被災都道府県等における保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営等の支援を目的とするものである。自治体の皆様におかれては、先遣隊を含めたDHEAT体制整備への御理解と御協力を引き続きお願いしたい。

また、DHEATに関する研修・訓練の促進や連携強化等のため、令和6年度に全国DHEAT協議会と、地方ブロックDHEAT協議会を6ブロックでそれぞれ開催し、能登半島地震でのDHEAT活動報告や、研修の企画等について協議していただいた。令和7年度も同様の協議会開催や研修等の実施を予定しているので、各地方公共団体におかれては、積極的な研修の受講等による人材養成を引き続きお願いしたい。

加えて、迅速かつ効率的に派遣調整等を行えるよう、令和5年4月より本要領に基づく派遣調整に係るシステムとして「DHEAT派遣調整システム」を運用しており、令和5年度及び6年度にはシステム運用訓練を年2回実施した。令和7年度以降も実施予定のため、積極的に参加いただきたい。

(災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について) 【資料3-6～3-8】

大規模災害が発生した際に、被災市区町村及び当該都道府県内の応援職員の調整をもってしても、被災者の健康の維持等に係る災害対応業務の実施が困難な場合、国（厚生労働省）は防災基本計画第2編第2章第8節の1及び厚生労働省防災業務計画第2編第2章第6節第3の3を根拠として、当該都道府県の要請に基づき、避難所等において保健活動を行う保健師等を確保できるよう、被災市区町村を管轄する都道府県以外の都道府県から、保健師等を被災市区町村へ応援派遣する調整を行うこととしている。

詳細については、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について」（令和3年12月20日健健発1220号第2号厚生労働省健康局健康課長通知）をご確認いただきたい。

令和6年能登半島地震においても全国から多数の応援派遣をいただいております、御協力について感謝申し上げます。能登半島地震の経験を踏まえ、保健師等チーム

の中に統括的な役割を担うチームをおくことや、都道府県に所属する保健師のみならず管内市町村の保健師等も含めたチーム構成を推進するなど、さらなる体制面・運用面を見直したいと考えており、引き続き御理解、御協力をお願いする。

また、派遣調整及びそれに係る情報共有を迅速かつ効率的に行えるよう、令和5年4月より本要領に基づく派遣調整に係るシステムとして「保健師等派遣調整システム」を運用しており、令和6年度はシステム運用訓練を年2回実施した。令和7年度以降も実施予定のため、積極的に参加いただきたい。

（健康危機における保健活動推進会議について）

健康危機発生時の保健活動を円滑に進めるため、平時から組織横断的な総合調整及び推進を図り、関係機関と連携・協働した保健活動体制を構築することが求められている。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省では、地方自治体において統括的な役割を担う保健師が、平時を含めた保健活動において、組織横断的な企画立案能力の向上及び総合調整並びに地域の実情に応じた保健師活動体制構築の推進に資することを目的として、令和元年度より健康危機における保健活動推進会議を開催している。令和6年度は市町村を含む全自治体の統括保健師、健康危機管理を担当する保健師及び地域防災計画の担当職員等を対象に令和7年1月21日に開催したところである。令和7年度についても引き続き開催を予定しているので、出席についてご配慮願いたい。

（２）感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化について

（保健所に求められる主な役割・強化）【資料３－９～３－１１】

保健所等の健康危機管理体制の確保については、新型コロナウイルス感染症対応での課題を踏まえ、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にし、平時のうちから計画的に保健所体制を整備しておくことが重要となる。

IHEAT 等外部からの応援の仕組みや迅速な有事体制への移行等、平時から計画的に健康危機に備えた保健所体制を整備するために、都道府県、保健所設置自治体におかれては、都道府県連携協議会等にて関係機関と役割分担や連携内容を協議するとともに、保健所体制の強化について、予防計画等に基づく取組の実施をお願いしたい。また、各保健所においては、健康危機対応計画に基づく取組（人員確保や実践型訓練等）の実施及び健康危機対応計画の定期的な見直しをお願いしたい。

令和6年7月には新型インフルエンザ等対策政府行動計画が全面改定され、地域での感染症対応業務の章として「保健」が新設されたところであり、各保健所等においては、引き続き地域の健康危機管理の拠点として、体制の確保に万全を期されるよう改めてお願いする。

（感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化）【資料３－１２】

保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、これまで感染症対応業務に従事する保健師を令和3年度から3年間で約1,350名増員する地方財政措置に加え、令和5年度からは、保健所の職員を約150名増員する措置が講じられている。

また、令和7年度予算案においては、引き続き、保健所の感染症対応業務に関

する実践型訓練に対する財政支援を計上している。これらを踏まえ、適切な人員配置や積極的な補助金の活用など、保健所における体制強化をお願いしたい。

（地域保健法の改正による IHEAT の強化）【資料 3－13】

IHEAT は、保健所の業務ひっ迫を防ぐために、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである。令和 5 年 4 月施行の改正地域保健法により IHEAT が法定化され、保健所設置自治体は、IHEAT 要員が保健所等において支援する業務等を理解し実践できるよう、平時のうちから研修や訓練を行うこととしている（令和 6 年度は国、IHEAT 事務局、保健所設置自治体が主体となり、研修を実施している）。

国としては令和 7 年度予算案においても、感染拡大時に迅速に保健所業務を支援するための IHEAT 要員養成に対する財政支援を盛り込んでいる。保健所設置自治体におかれては必要な予算の確保や IHEAT の整備、研修の実施をお願いしたい。

なお、IHEAT の名簿については、IHEAT 事務局が管理運用する IHEAT 支援システム「IHEAT. JP」において管理することとしており、引き続き活用をお願いしたい。

（3）感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所等の強化について

（地方衛生研究所等に求められる主な役割・強化）【資料 3－14～3－15】

次の感染症危機に備え、地方衛生研究所等（以下「地衛研等」という。）については、特に健康危機発生初期における国立感染症研究所と連携した試験検査の実施、また、拡大期における変異株の状況分析等のサーベランス機能を発揮することが求められており、平時のうちから計画的に体制を整備しておくことが重要となる。

令和 5 年 4 月施行の改正地域保健法において、保健所設置自治体は、調査研究や試験検査等に必要な体制整備等を講じることとされており、この「必要な体制整備」とは、地衛研等の機能強化が想定される。また、地衛研等が設置されていない保健所設置自治体におかれても、自治体との連携等により必要な機能を備えていただくようお願いしたい。各地衛研等においては、健康危機対処計画に基づく取組（検査体制の確保や実践型訓練等）を着実に実施されるようお願いしたい。

令和 6 年 7 月には新型インフルエンザ等対策政府行動計画が全面改定され、地域での感染症対応業務の章として「保健」が新設され地衛研等に関する記載も多数盛り込まれた。また、令和 7 年 4 月施行の改正地域保健法において、地衛研等に対し、国立健康危機管理研究機構（以下「J I H S」という。）が行う情報収集業務への協力義務や職員に J I H S が行う研修等を受けさせることの努力義務が規定されている。これらも踏まえ、各地衛研等においては、地域の感染症対策における科学的・技術的中核機関として、必要な取組を進めていただきたい。

（感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所等の強化）【資料 3－16】

地衛研等の恒常的な人員体制強化を図るため、令和 5 年度から、地衛研等職員を約 150 名増員するために必要な地方財政措置が講じられている。

また、令和 7 年度予算案においては、引き続き、次の感染症危機に備えた検査能力向上・情報収集等の機能強化のための訓練等に対する財政支援や地衛研等の

感染症検査室に係る新設・改築・増設・改修等に係る施設整備への財政支援を計上しており、これらを踏まえ、適切な人員配置や積極的な補助金の活用など、地衛研等における体制強化をお願いしたい。

（４）公衆衛生医師の確保・育成について【資料３－１７】

保健所長については、地域保健法施行令により、医師であることが要件とされているが、医師を保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、最大４年以内の期間に限り、医師以外の者を保健所長とすることを例外的に認めており、この特例活用の考え方を「「地域保健法施行令第４条に定める保健所長の資格について」の運用等について」（平成２８年３月２５日付け健健発０３２５第１号厚生労働省健康局健康課長通知）により示している。ただし、保健所長を医師以外の者とする場合には、当該保健所の常勤の公衆衛生医師を配置することは必須であるので御留意いただきたい。

また、国としては、自治体における公衆衛生医師の確保を支援するため、「公衆衛生医師確保に向けた取組事例集」や「自治体における公衆衛生医師の確保・育成に関するガイドライン」を作成し、都道府県等に配布する等の対応を行うとともに、公衆衛生医師確保のリーフレットを作成し、若手医師や医学生に向けた普及啓発を行っている。さらに、今年度は、就職・転職を希望する医師が各自治体の採用情報にアクセスしやすくなるよう、公衆衛生医師確保に関する特設 Web サイトを大幅にリニューアルしたところである。また、今年度からは、公衆衛生医師の確保を支援する取組だけでなく、若手公衆衛生医師向けの育成を目的としたワークショップも開催している。各自治体におかれては、これらの普及啓発資材やワークショップ等の機会を活用し、引き続き積極的な公衆衛生医師の確保・育成に向けた取組に努められたい。

（５）保健文化賞について

保健文化賞（第一生命保険株式会社主催、厚生労働省後援・厚生労働大臣賞交付）は、保健衛生の向上に寄与することを目的として、昭和２４年度に創設され、保健衛生と関連する福祉等の分野で優れた業績を挙げられた個人と団体を顕彰している。

令和７年度の応募は、第一生命保険株式会社のＨＰにおいて、令和７年２月３日から４月１５日まで行っている。都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、推薦するにふさわしい者及び団体がある場合は、その業績等を調査の上、推薦していただくようお願いする。

なお、候補者の選定においては、保健所及び市町村保健センターを通じ、地域に密着した地道で身近な活動や実地的な活動を把握するようお願いする。

（６）厚生労働大臣表彰（食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者）について

食生活改善事業の普及向上等に功労のあった者と優良な地区組織について、食生活改善事業功労者厚生労働大臣表彰を行っており、毎年春頃、各都道府県から候補者の推薦をお願いしている。

また、公衆衛生事業の進展を目的として、多年にわたり公衆衛生事業のために

献身的活動を続け、その功績が特に顕著な方について、公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰を行っており、毎年夏頃、各都道府県からの候補者の推薦をお願いしている。

いずれの厚生労働大臣表彰も、受賞者と受賞団体等をはじめ、これらに携わる方々が、その後も引き続き活動を続けていく際の励みになるものと考えており、推薦するにふさわしい者（団体）がいる場合は推薦していただくようお願いする。

（７）地域における保健師の保健活動について【資料３－１８～３－１９】

保健師は地域保健対策の主要な担い手として重要な役割を果たしており、地域保健を取り巻く多様な状況に即応できるよう、地域における保健師による保健活動の留意事項等を示した「地域における保健師の保健活動について」（平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号）を通知している。

2040 年に向けて人口構造や地域を取り巻く社会環境が変化していく中で、自治体保健師が地域での保健活動を行っていくため、自治体保健師の人材育成・確保、地域での保健活動が効率的・効果的に進められるよう、令和 6 年 12 月から「2040 年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会」を開催（事務局：日本公衆衛生協会）し、自治体保健師の保健活動のあり方について検討を進めている。各自治体におかれては、2040 年以降の自治体将来像を念頭に置き、今後、検討会で示される方向性も踏まえ地域の実情に応じた対応をご検討いただきたい。

（８）保健師の人材育成・人材確保について

（保健師の人材育成について）【資料３－２０～３－２１】

「地域における保健師の保健活動について」において、地方公共団体に所属する保健師について、日々進展する保健、医療、福祉、介護等に関する専門的な知識と技術、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力を養成するよう努めることとされている。

平成 28 年 3 月に「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」において、自治体保健師の研修体制構築の推進策等に係る検討の成果をとりまとめている。各地方公共団体に おかれては、この最終とりまとめに示された推進策を活用し、個々の保健師の目標や能力の獲得状況、ライフステージ等の多様性に 応じた、効果的な人材育成体制構築と人材育成を一層推進していただきたい。

また、令和 6 年度は、一般市町村も含めた自治体保健師のマネジメント能力の向上をめざし、オンラインでも活用できる研修教材（e ラーニング）を開発しており、令和 7 年度に公開予定である。

これらの事業・教材も活用しながら、地域保健従事者に対し計画的かつ効果的に研修の受講機会を提供し、保健師等の資質向上に努めていただくようお願いする。

（保健指導従事者の人材育成）【資料３－２２～３－２３】

生活習慣病対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むための人材育成については、保健師等による効果的な保健指導の実施を念頭に、適切かつ高度な知識と技術の習得が重要であり、保健師の研修体制の一層の整備を図ること

が求められている。

厚生労働省では、市町村の管理的立場にある保健師を対象として、政策形成や人材育成を推進する上で管理者に必要な能力を向上させるための研修事業等を実施している。

また、国立保健医療科学院では、都道府県・保健所設置市（政令指定都市・特別区等）の統括保健師を対象として、組織横断的に総合調整しながら効果的、効率的な公衆衛生看護活動を推進することを目的とした公衆衛生看護研修を実施している。

各地方公共団体におかれては、積極的な参加をお願いする。

（保健師中央会議、全国保健師長研修会 保健師等ブロック別研修会 について）

【資料 3－22】

厚生労働省では、地方自治体において統括保健師が、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力の向上に資すること、さらに、地域の実情に応じた効果的な保健医療福祉対策の推進に資することを目的として、例年、保健師中央会議を開催している。令和 7 年度については、夏頃の開催を予定しているので、出席についてご配慮願いたい。

全国保健師長研修会保健師等ブロック別研修会については、令和 7 年度も日本公衆衛生及び担当県の主催により開催予定である。担当県（徳島県、秋田県、茨城県、静岡県、滋賀県、香川県、大分県）は、研修の企画・運営を、各自治体におかれては、多くの保健師等が研修に参加できるようご配慮をお願いする。

（保健師の確保） 【資料 3－24】

今年度、自治体保健師確保を後押しするため、自治体が看護学生や既卒者等を対象に行うインターンシップの充実を図る工夫等をまとめた手引きを作成するとともに、自治体保健師の広報のための短編アニメーション動画を作成している。今年度中に厚生労働省HP等において公開予定なので積極的な活用をお願いする。

また、小規模自治体の保健師確保を支援するため、令和 6 年度地方財政措置において、都道府県等が市町村に対して、保健師等の人材を確保し派遣する場合の経費について、新たな特別交付税措置が講じられていることから、都道府県におかれては積極的にご検討いただきたい。さらに、令和 6 年度補正予算には、都道府県から市町村へ保健師派遣を行うモデル事業に係る経費を盛り込んでおり、今後、事例の取りまとめ等を行っていく予定である。

（9）保健師活動領域調査について 【資料 3－25】

毎年実施している保健師活動領域調査（領域調査）について、令和 7 年度についても例年どおり 5 月 1 日時点の状況の調査を予定している。

また、3 年毎に実施している保健師活動領域調査（活動調査）については、前回令和 4 年度に実施したことから、令和 7 年度に調査実施を予定している。

(10) 地域保健・職域保健の連携の推進について【資料 3-26～3-27】

生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、地域・職域における保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が重要である。

平成 17 年度から全国的な取組として、都道府県や二次医療圏ごとに、地域保健と職域保健が連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施するなどの取組を推進するため「地域・職域連携推進協議会」の設置を推進している。

人生 100 年時代を迎えようとする現在、超高齢社会や働き方改革を背景に、国民の働き方やライフスタイルが大きく変化、多様化する中で、地域保健・職域保健のそれぞれの主体が青壮年・中年層を対象とした健康づくりの取組をさらに推進するための新たな連携の在り方が求められている。こうした状況を踏まえ、令和元年 9 月に「地域・職域連携推進ガイドライン」を改訂し、都道府県、保健所設置市・特別区、都道府県労働局、労働基準監督署、労働者安全機構、産業保健総合支援センター及び関係団体に周知した。

地域・職域連携に関する情報の一元化を目的に、地域・職域に関するポータルサイトを令和 6 年 3 月に公開した。地域・職域連携に関するガイドラインや取組の事例紹介等を掲載しており、積極的に活用いただきたい。

また、地域・職域の更なる連携の充実・強化を図ることを目的とし、保健衛生関係者、労働衛生関係者、保険者等関係者を対象とした地域・職域連携推進関係者会議を開催している。令和 6 年度は令和 6 年 10 月にオンラインで実施し、令和 7 年度についても実施予定であるため、積極的に参加いただきたい。